

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機変形燃料の取扱い）に係る面談
2. 日時：令和2年9月29日（火）14時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年9月29日付けで受理した実施計画の変更認可申請（3号機変形燃料の取扱い）の概要について、資料に基づき説明があった。

- 今回の変更申請範囲
  - ✓ 燃料の分類と実施計画の対応
- 主な変更箇所及び変更理由
  - ✓ ハンドル変形の大きな燃料用のつかみ具（以下「大変形用つかみ具」という。）を導入するため、実施計画Ⅱ2. 11添付資料-1-1に記載及び大変形用つかみ具の構造図を追加する。
  - ✓ 3号機においてハンドル変形燃料を取り扱うため、実施計画Ⅱ2. 11添付資料-1-3に記載を追加する。なお、記載内容はハンドル変形燃料のつり上げ試験に係る原子力規制庁との面談（本年8月26日実施）での説明内容をまとめ直したものである。
  - ✓ 使用済燃料共用プールにおいてハンドル変形燃料を収納した使用済燃料収納缶を取り扱うため、実施計画Ⅱ2. 12添付資料-9-1及び添付資料-9-2に使用済燃料収納缶（小）及び（大）の取扱い概念図を追加するとともに、添付資料-9-2に落下防止に係る記載を追加する。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 大変形用つかみ具の構造強度について説明するとともに、現状の燃料つかみ具からの交換作業について具体的に説明すること。
- 使用済燃料共用プールで使用済燃料収納缶（大）を取り扱うための吊具の仕様、構造強度及び落下防止対策について説明するとともに、使用済燃料収納缶（大）取扱い時に使用済燃料共用プール内で遮へい水深を確保する方策について説明すること。
- 大変形用つかみ具及び使用済燃料収納缶（大）の吊具に係る試験検査の項目について説明すること。

等を求めた。

## 6. その他

資料：

- 【補足説明資料】3号機ハンドル変形燃料及び使用済燃料収納缶取扱いに係る実施計画Ⅱ章の変更について